

1 各種規制について

【現行制度・運用の課題】

- 現在火災原因調査が進行中であり、最終的な調査結果に至らないが、今回の火災で被害が拡大した要因としては、早期に火災が拡大し、全館に煙の拡散が生じたことが指摘されている。
- この主な原因としては、建築構造や防火区画が現行の建築基準法の規定に適合していなかったことがあげられる。これらが現行の建築基準法の規定に適合していれば、延焼の拡大、煙の拡散は抑制されていたと考えられる。

【対応の考え方】

- 今回のホテルにおいて、**消防用設備等**について、スプリンクラー設備の設置義務はなかった。しかし、建築構造や防火区画が現行の建築基準法の規定に適合していれば、延焼の拡大、煙の拡散は抑制されていたと考えられることを踏まえると、**当該規模のホテル・旅館に関して、新たにスプリンクラー設備の設置を義務化する必要はない**のではないかと。
- **防火管理**について、立入検査において、避難訓練が実施されていないことが繰り返し指摘されていた。火災時の避難誘導の状況はまだ明確になっていないが、実効性の高い避難訓練等を的確に実施させる必要がある。
- **消防用設備等の点検報告**について、立入検査において未実施が繰り返し指摘されていた。点検等について確実に実施させる必要がある。

	消防用設備等	設置対象	今回のホテル(延べ面積1361㎡)の場合
消火設備	消火器	延べ面積150㎡以上	義務、設置
	屋内消火栓	延べ面積700㎡以上※	義務、設置
	スプリンクラー設備	延べ面積6,000㎡以上(平屋建てを除く。)	義務なし
	屋外消火栓設備	延べ面積3,000㎡以上※(1~2階のみ。)	義務なし
警報設備	自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上	義務、設置
	漏電火災警報器	延べ面積150㎡以上、かつラスモルタルのもの	義務、設置
	消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上	義務、設置
	非常警報器具・設備	収容人員が20名以上(300名以上で放送設備を付加)	義務なし(自動火災報知設備の設置により免除)
避難設備	避難器具	収容人員が2階以上の階で30名以上 等	義務なし
	誘導灯・誘導標識	全部	義務、設置

※建築物の構造等に応じて、設置対象に係る延べ面積を2倍又は3倍とすることができる。

【委員会において指摘されたホテル・旅館全般の課題】

- 全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられているのに対し、300㎡未満の小規模なホテル・旅館等については、自動火災報知設備の設置が義務付けられていない。このことについて、見直す必要があるのではないか。

【対応の考え方】

- 火災統計から、自動火災報知設備の設置は、設置しない場合に比べて1件当たりの死者数は少なくなる傾向が示されており、当該設備は火災被害の軽減に有効。
- 現在、ホテル・旅館 63,864施設のうち、14,740施設は、自動火災報知設備の設置義務がない。
- 平成22年中の火災について、ホテル・旅館における火災は121件（死者：1名、1件当たりの死者数：0.008人）。住宅火災は14,044件（放火を除く。死者：1,022人、1件当たりの死者数は0.07人）。
- 住宅は、就寝室等にストーブ等やその周辺に雑多な可燃物等も置かれる場合も多いが、ホテル・旅館は、最小限の寝具、家具等が存在するのみで、消防法令上、カーテン等は防災物品。また、防火管理等による、火災発生・拡大危険性を抑制。
- 一方、就寝時間帯における火災の被害拡大危険性に鑑み、小規模な宿泊施設であっても、早期に火災発生を感知し、建物内の人に報知する警報設備を設置することは、火災被害を軽減する点で有効。
- 消防庁では、平成22年度において、ホテル・旅館及び福祉施設等の用途に供される部分が存する防火対象物で自動火災報知設備の設置が義務付けられていないものを対象に、各消防本部を通じて住宅用火災警報器（電波により施設内の警報器が連動して鳴動するもの）を配布（41,379施設に対し、331,480個）。
- ホテル・旅館については、このような火災警報器（同様なものとして、主として要介護状態にあるものを入居させる小規模な福祉施設（300㎡未満）について、設置が認められている「特定小規模施設用自動火災報知設備」）の設置を義務付けることについてどう考えるか。